＜参考＞各種届出書等の記載例

○　給与支払事務所等の開設届出書

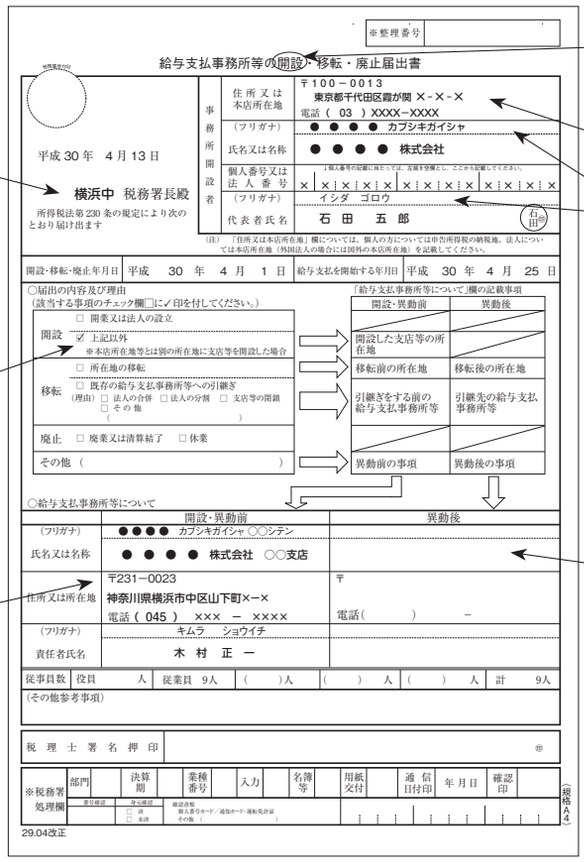

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

※整理番号

平成 30 年　4 月 13 日

横浜中　税務署長殿

所得税法第 230 条の規定により次のとおり届け出ます

事務所開設者	住所又は本店所在地	〒100－0013 東京都千代田区霞が関 ×-×-× 電話（ 03 ）XXXX－XXXX
	（フリガナ）氏名又は名称	●●●● カブシキガイシャ ●●●● 株式会社
	個人番号又は法人番号	×|×|×|×|×|×|×|×|×|×|×|×|×
	（フリガナ）代表者氏名	イシダ　ゴロウ 石田　五郎

（注）「住所又は本店所在地」欄については、個人の方については申告所得税の納税地、法人については本店所在地（外国法人の場合には国外の本店所在地）を記載してください。

開設・移転・廃止年月日	平成　30　年　4　月　1　日	給与支払を開始する年月日	平成　30　年　4　月　25　日

○届出の内容及び理由（該当する事項のチェック欄□に✓印を付してください。）

- 開設
  - □ 開業又は法人の設立
  - ☑ 上記以外　※本店所在地等とは別の所在地に支店等を開設した場合
- 移転
  - □ 所在地の移転
  - □ 既存の給与支払事務所等への引継ぎ（理由）□ 法人の合併　□ 法人の分割　□ 支店等の閉鎖　□ その他（　　）
- 廃止　□ 廃業又は清算結了　□ 休業
- その他（　　）

「給与支払事務所等について」欄の記載事項

開設・異動前	異動後
開設した支店等の所在地	
移転前の所在地	移転後の所在地
引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継先の給与支払事務所等
異動前の事項	異動後の事項

○給与支払事務所等について

	開設・異動前	異動後
（フリガナ）氏名又は名称	●●●● カブシキガイシャ ○○シテン ●●●● 株式会社　○○支店	
住所又は所在地	〒231－0023 神奈川県横浜市中区山下町×－× 電話（ 045 ）　×××　－　××××	〒　電話（　　）　－
（フリガナ）責任者氏名	キムラ　ショウイチ 木　村　正　一	

従事員数	役員　人	従業員　9人	（　）人	（　）人	（　）人	計　9人

（その他参考事項）

税理士署名押印

※税務署処理欄：部門　決算期　業種番号　入力　名簿等　用紙交付　通信日付印　年月日　確認印

29.04改正

「開設」の文字を○で囲みます。

所在地については、ビル名、部屋番号まで詳しく記載します。

フリガナを記載します。

開設した給与支払事務所等の所在地の所轄の税務署名を記載します。

「開設」の内容に応じて該当するものにレ印を付します。

「開設」の場合には記載の必要はありません。

開設した支店等の名称や所在地等を記載します。開業又は法人の設立の場合には、記載の必要はありません。

○　源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

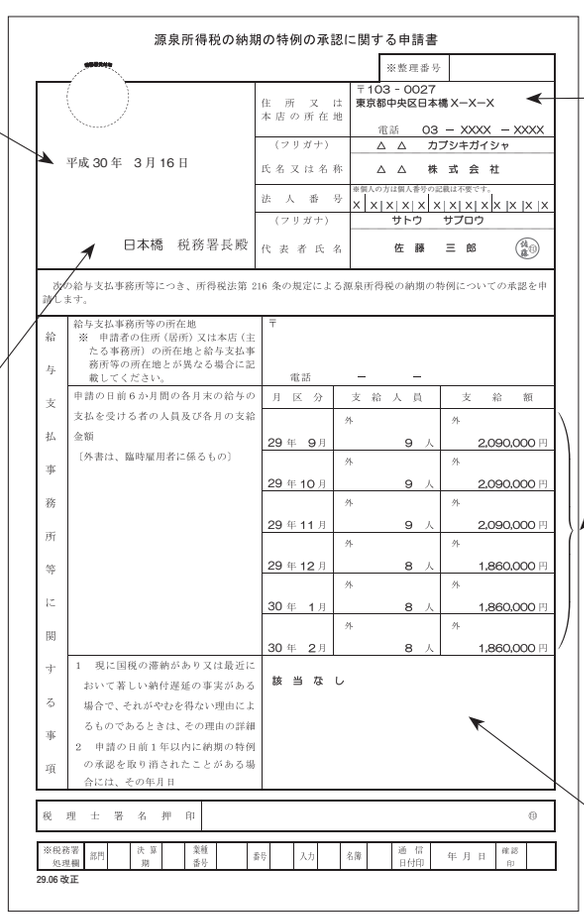

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

※整理番号

平成 30 年　3 月 16 日

日本橋　税務署長殿

	住所又は本店の所在地	〒103－0027 東京都中央区日本橋×－×－× 電話　03 － XXXX － XXXX
	（フリガナ）氏名又は名称	△△　カブシキガイシャ △△　株式会社
	法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。 ×|×|×|×|×|×|×|×|×|×|×|×
	（フリガナ）代表者氏名	サトウ　サブロウ 佐藤　三郎

次の給与支払事務所等につき、所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。

給与支払事務所等に関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※　申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒　電話　－　－
	申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	月区分 / 支給人員 / 支給額
	29 年　9 月	外　9 人 / 外　2,090,000 円
	29 年 10 月	外　9 人 / 外　2,090,000 円
	29 年 11 月	外　9 人 / 外　2,090,000 円
	29 年 12 月	外　8 人 / 外　1,860,000 円
	30 年　1 月	外　8 人 / 外　1,860,000 円
	30 年　2 月	外　8 人 / 外　1,860,000 円
	1　現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 2　申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日	該当なし

税理士署名押印

※税務署処理欄：部門　決算期　業種番号　入力　名簿　通信日付印　年月日　確認印

29.06 改正

提出した月（平成30年3月）の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がない場合には、その日の属する月（平成30年4月）支払分の給与等から納期の特例の対象となります。
平30.3 支払分
→平30.4.10納期限
平30.4 ～30.6 支払分
→平30.7.10納期限

所在地については、ビル名、部屋番号まで詳しく記載します。

給与支払事務所等の所在地の所轄の税務署名を記載します。

申請書を提出する日の前6か月間の各月末の人員と各月の給与等の支給総額とを記入してください。この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。なお、給与支払事務所を開設した直後にこの申請を行う場合には、今後の給与等の支給人員等の見込みを参考として記載します。

国税の滞納又は納付遅延等がある場合には、必ずその理由を記載します。

○　退職所得の受給に関する申告書

退職年月日（会社の役員等の退職手当等で、株主総会等の決議を要するものは、その決議により支払を受ける金額が具体的に定められた年月日）を記載します。

在職中に障害者となったことに直接基因して退職した人は、「障害」を○で囲み、（　）内に障害の状態、身体障害者手帳の交付年月日を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。

本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間を記載します。

前年以前４年内（その年に確定拠出年金に基づく老齢給付金として支払われる一時金がある場合には、14年内）に支払を受けた退職手当等がある場合には、その退職手当等についての勤続期間を記載します。

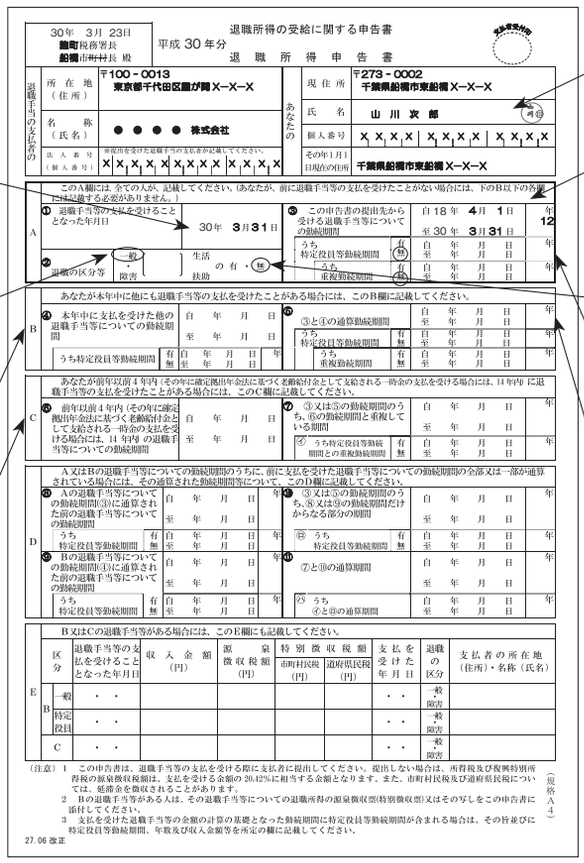

○　源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書

提出先の税務署名を記載します。

「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載します。

誤納を生じた理由を簡記します。

納付書に記載した金額等を記載します。
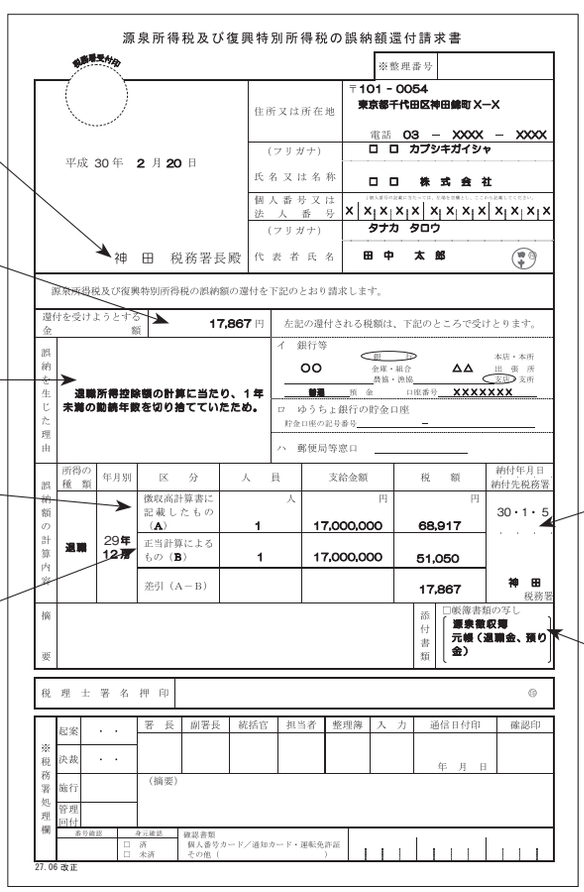
正しい金額等を記載します。